よくあるご質問（林業・木材産業改善資金）

Ｑ１　今現在、林業（木材産業）を営んでいないが、これから新たに営もうと考えています。貸付の対象となりますか。

Ａ１　はい、貸付の対象になります。

Ｑ２　改善資金の貸付を受けて機械の更新を行おうと考えていますが、何か制約はありますか。

Ａ２ 更新する機械は、これまで使用してきた機械よりも作業効率が良いもの、コスト軽減が図れるもの等、経営改善が見込まれるものでなければなりません。そのため、同じ機械を導入することはできません。

Ｑ３　申請から資金の受けとりまでの期間はどれくらいでしょうか。

Ａ３　面談の実施、府組織内での融資審査、貸付決定後の借用証書の記載等を終えたのち、指定の口座にお振込みをいたします。

そのため、手続きには約1か月～2か月程度のお時間がかかります。

Ｑ４　償還月はどのようにして決めればよいでしょうか。

Ａ４　償還月は毎年1月、3月、6月、11月のそれぞれ10日を指定できます。

　　　しかし、例えば5月15日にご融資を受けた場合、6月の償還を選ばれますと約1か月後には償還期日を迎えることになりますので、借入から、償還までの期間が短くなります（据置なしの場合）。

Ｑ５　中古品の機械・施設は貸付の対象となりますか。

Ａ５　原則新品であることが望ましいですが、当該地域又は実情に即し、必要があると認められる場合は、差し支えありません。ただし、償還期間中の稼働が見込まれるものであることが必要です。

Ｑ６　見積価格より事業費が下がったのですが、どうすればよいでしょうか。

Ａ６　貸付対象が機械、施設等の購入の際、実際に払う費用が貸付の対象となるので、購入物の値引き等がある場合は、値引き後の金額が対象となります。

　　　そのため、値引き後の額より大阪府が貸付決定した額の方が大きい場合、その差額を繰上償還してもらうことになります。

Ｑ７　償還期間中の注意点はありますか。

Ａ７　以下の点にご注意ください。

本資金で購入、設置した機械・施設等を無断で処分することはできません。

　　　また目的外の使用もできません。これらに反した場合、全額繰上償還してもらうことになります。

Ｑ８　融資について、どこに相談すればよいでしょうか。

Ａ８　詳しくは、お近くの農と緑の総合事務所にご相談ください。